

仕様書

1. 案件名

市営住宅照明器具取替修繕

2. 履行期限

契約締結の日から令和9年2月28日まで

3. 履行場所

桑島第2団地（鳴門市撫養町大桑島字北ノ浜37）

高島団地（鳴門市鳴門町高島字北384）

明神第2団地（鳴門市瀬戸町明神字下本城212）

矢倉団地G・H・I・J棟（鳴門市大津町矢倉字参の越35）

4. 案件の概要

本事業は、市営住宅における共用部分及び各住戸の一部の照明設備について、経年劣化による機能低下や不具合、既設照明器具の部材の入手が今後困難となることが見込まれる等考えられることから、既設照明器具の取替えを行い、照明機能の回復及び維持を図るものである。一般照明用の蛍光灯については、2023年11月の「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」において、2027年までに製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定されている。このため、本修繕においては、既設照明の取替えにあたりLED照明を採用し、設備の維持管理に支障が生じないよう対応するものである。

5. 修繕内容等

(1) 修繕内容

修繕内容は既設灯具（蛍光管の照明器具）をLED照明器具に交換するものである。既設灯具の数量及び交換LED照明の仕様は、6. 修繕箇所と参考商品の表（参考規格として記載）のとおりであり、幅、長さ、高さ、重量、照度、光束維持時間等、原則同等品の製品を選定すること。（数量・仕様等に誤謬がある場合は別途対応とし、入札金額は本仕様に基づき算出すること。）

(2) 修繕箇所

修繕箇所は6. 修繕箇所と参考商品の表のとおりとし、原則として履行場所に記載している団地で入居中の住戸を対象とするが、入居者の修繕拒否、退去等により当該住戸での修繕が実施できない場合は、発注者の指示により他の住戸に振替えるか中止にすることができるものとする。なお、振替を行った場合は、契約金額の変更は行わないものとする。

(3) 入居者対応

受注者は、施工にあたり入居者対応について次のとおり適切に実施すること。
なお事前に空室一覧表は発注者より提供する。

1. 原則として受注者が張り紙、通知文投函のほか、訪問等により入居者へ接触し修繕日程の周知・調整を行うこと。
2. 上記対応でも調整が困難な場合は、入居者から同意を得た場合のみ、発注者が電話番号等の情報提供を行うため、電話連絡等により日程調整を行うこと。
3. 円滑な施工実施のため必要があると認められる場合は、土日祝日又は夜間の対応についても柔軟に実施すること。

6. 修繕箇所と参考商品

以下を例示する。なお、例示した物品以外の同等品も可とする。

修繕項目	桑島第2団地	高島団地	明神第2団地	矢倉団地 G・H・I・J棟
対象戸数	51戸	40戸	16戸	66戸
風呂場	AU55991※	AU55991	AU55991※	
洗面壁付	AB52177	OB255177R	OB255177R	OB255177R
洗面灯		OW269051NR		
トイレ直付	OW269051NR	OW269051NR	OW269051NR	OW269051NR
玄関	AU55991	AU55991	AU55991	AU55991
廊下		AH50219L		
流元灯	AB46897L	AB46897L	AB46897L	AB46897L
台所天井	OX9743LDR	OX9743LDR	OX9743LDR	OX9743LDR

※ただし桑島第2団地51戸中45戸分、明神第2団地16戸中14戸分については、風呂場照明分改修済であるため、本入札の対象外とする。

修繕項目	150台分
階段	OG254673NR

7. 支払い方法

本業務の完了後、受託者から適法な請求書を受領し、請求を受けた日から30日以内に受託者指定の金融機関口座へ支払うものとする。

8. その他特記事項

(1) 保証期間

各物品についてメーカー保証期間中の取り扱いの不注意以外での不具合については無償で修理等対応すること。

(2) 既設照明器具等の撤去及び引き取りについて

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令等の規定に基づき、関係部材を含め適正に処理を行うこと。

(3) 6. 修繕箇所と参考商品の表について

部屋によっては既に照明器具取替修繕済（LED化済）の個所があるため、その場合は、鳴門市都市建設部まちづくり課へ報告し、減額または他の部屋の修繕に置き換える等の対応をすること。

(4) その他

①価格には本業務に関する一切の経費を含むものとし、総額を記入すること。

②物品の納品に際しては、鳴門市都市建設部まちづくり課と十分に打合せを行い業務を遂行すること。また、疑義の生じた場合は、鳴門市都市建設部まちづくり課との協議により業務を実施すること。